定期預金共通規定 新旧対照表

改正前	改正後
5. 証券類の受け入れ	5. 証券類の受け入れ
(1) 小切手その他の証券類(以下、「証券類」といいます。)を受け入れたときは、	
その証券類が決済された日を預入日とします。	
(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった	
証券類は、通帳の当該受け入れの記載を取り消したうえ、取引店で返却します。	
(3)	
窓口以外での口座開設申込みの場合、手形、小切手、配当金領収証その他有価証券	手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱
の受け入れはお取扱いできません。 第4条第1項に定める預金についてはインターネ	いできません。窓口以外での口座開設申込みの場合、第4条第1項に定める預金につ
ットバンキングによる指定口座からの振替のみお取扱いが可能です。	いてはインターネットバンキングによる指定口座からの振替のみお取扱いが可能で
	す。
以上	以上

定期積金共通規定 新旧対照表

改正前	改正後
4. 証券類の受入れ	4. 証券類の受入れ
(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された目を払込目	(1) 手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは
Llit.	取扱いできません。
(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった	
証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。	
(3) インターネット専用定期積金は小切手その他の証券類の受け入れはお取扱いで	
きません。インターネットバンキングによる普通預金口座からの振替のみお取扱い	(2) インターネット専用定期積金はインターネットバンキングによる普通預金口座
が可能です。	からの振替のみお取扱いが可能です。
以上	以上

譲渡性預金【証書式】規定 新旧対照表

改正前	改正後
3. 証券類の受入れ	3. 証券類の受入れ
(1)小切手その他の証券類(以下、「証券類」といいます。)を受入れたときは、その	手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱
証券類が決済された日を預入日とします。	いできません。
(2)受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証	
<u>券類は、証書の当該受入れの記載を取り消したうえ、取引店で返却します。</u>	
以上	以上

普通預金共通規定他 新旧対照表

改正前改正後普通預金共通規定(無利息型普通預金を含む)普通預金共通規定(無利息型普通預金を含む)

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出目、受取人)、小切手要件(とくに振出目)の白地はあらかじめ補充してください。当行は補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記の有無にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、当行所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

(略)

- 4 受入証券箱の決済 不渡り
- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡償還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
- 5. 預金の払戻し~12. 取引の制限等

13. 解約等

(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して、通帳を発行する商品の場合は通帳とともに持参のうえ、当行本支店にお申し出ください。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものにかぎります。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の

日旭頂並六旭就足(示

2. 証券類の受入れ

手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱いできません。

(略)

(削除)

4. 預金の払戻し~11. 取引の制限等

12. 解約等

(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章(または署名) により押印(または署名)して、通帳を発行する商品の場合は通帳とともに持参のうえ、当行本支店にお申し出ください。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものにかぎります。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届

名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
- ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認し た事項および第12条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関 し、偽りがあることが明らかになった場合
- ④ この預金が金融犯罪、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制 裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認め られる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると 認められる場合
- ⑥ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認 の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解 約することができるものとします。
- ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合
- A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動 等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者
- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫 的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い て当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残 高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止または、 預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 また法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引 が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てくだ さい。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求 めることがあります。
- 14. 通知等~15. 保険事故発生時における預金者からの相殺

16. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第13条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場 15. 反社会的勢力との取引拒絶 合に利用することができ、第13条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合 には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

改正後

出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名 義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
- ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した 事項および第11条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、 偽りがあることが明らかになった場合
- ④ この預金が金融犯罪、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁 関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認めら れる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認 められる場合
- ⑥ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の 要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約 することができるものとします。
- ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合
- A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動 等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者
- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫 的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い て当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高 が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止または、預 金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。ま た法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が 停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てくださ い。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求め ることがあります。
- 13. 通知等~14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

この預金口座は預金者が第12条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合 に利用することができ、第12条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には

17. 規定の改定~18. 規定の準用

特別金利付与普通預金「普通預金プラス」特約規定

(略)

4. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。

特別金利付与普通預金「普通預金プラス」(インターネット専用)特約規定

(略)

9. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。

特別金利付与普通預金「普通預金プラス」(アプリ開設型)特約規定

(略)

10. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。

年金受取普通預金「年金プラス 0』(インターネット専用)特約規定

(略)

7. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。

普通預金(インターネット専用)特約規定

(略)

7. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。

普通預金(アプリ開設型)特約規定

(略)

7. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。

「ANY住宅ローン専用普通預金<プラスモア>」特約規定

(略)

6. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。

改正後

当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. 規定の改定~17. 規定の準用

特別金利付与普通預金「普通預金プラス」特約規定

(略)

4. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。

特別金利付与普通預金「普通預金プラス」(インターネット専用)特約規定

(略)

9. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。

特別金利付与普通預金「普通預金プラス」(アプリ開設型)特約規定

(略)

10. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。

年金受取普通預金「年金プラス ۵」(インターネット専用)特約規定

(略)

7. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。

普通預金(インターネット専用)特約規定

(略)

7. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。

普通預金(アプリ開設型)特約規定

(略)

7. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。

「ANY住宅ローン専用普通預金<プラスモア>」特約規定

(略)

6. 盗難通帳による払戻し等

この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。

改正前	改正後
「ANY住宅ローン専用普通預金<プラスモア>」(インターネット専用)特約規定	「ANY住宅ローン専用普通預金<プラスモア>」(インターネット専用)特約規定
(略)	(略)
10. 盗難通帳による払戻し等	10. 盗難通帳による払戻し等
この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。	この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。
「ANY住宅ローン専用普通預金<プラスモア>」(アプリ開設型)特約規定 (略) 10. 盗難通帳による払戻し等 この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第10条は適用外となります。	「ANY住宅ローン専用普通預金<プラスモア>」(アプリ開設型)特約規定 (略) 10. 盗難通帳による払戻し等 この預金は通帳を発行しないため、普通預金共通規定第9条は適用外となります。
という東亚は延慢を光行でなくため、自延り東亜水に第 <u>10</u> 米は週間がでなりよう。 以上	以上

当座勘定規定 新旧対照表

改正後

改正前

当座勘定規定・小切手用法・約束手形用法	当座勘定規定
第1条 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のみ受入れます。手形、小切手、利札、郵便為替証書、配 当金領収証その他の証券類の受入れは取扱いできません。
第2条 証券類の受入れ (1) 証券類を受入れた場合には、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 取引店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、取引店でその目のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。	(削除)
第 <u>3</u> 条 本人振込み (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場	第2条 本人振込み

合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

(2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第4条 第三者振込み

- (1) 第三者が取引店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みを した場合には、第3条と同様に取り扱います。

第5条 受入証券類の不渡り

- (1) 前3条によって証券類による受け入れまたは振込みがなされた場合に、その 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その 金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入 れた店舗、または振込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の 不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本 人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条 手形、小切手の金額の取扱い

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額間載の金額によって取り扱います。

第7条 手形、小切手の支払い

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払の ため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

(油加)

改正後

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第3条 第三者振込み

第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第2条と同様に取り扱います。

(削除)

第4条 当座勘定からの払戻し

- (1) 当座勘定の払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当行所定の払 戻請求書に記名押印して提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当

な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第5条 手形・小切手の取扱い終了後の処理

- (1) 2025年2月21日以降に当行に呈示された約束手形、小切手は、当行はその支払 義務を負いません。
- (2) 未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに取引店へ返却してください。当行所定 の条件を満たす場合は発行手数料を払戻しします。

第6条 手形、小切手用紙

- (1) 2025年2月20日までに当行に呈示され当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (2) 当座勘定から支払<u>い</u>をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を 経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (3) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第8条 手形、小切手用紙

- (1) 当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。
- (4) 当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実 費で交付します。
- (<u>6</u>) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払目から3か月を 経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所 定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が 定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 支払いの範囲

- (1) <u>呈示された手形、小切手等</u>の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、 当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

第10条 支払いの選択

同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条 過振り

第7条 支払いの範囲

引き落としの金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。

(削除)

第8条 渦振り

- (1) <u>第9条第1項</u>にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14% (年 365 日の日割計算) とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受け入れまたは振 込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条 手数料等の引落し

- (1) 当行が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当行所定の手続きをしてください。

第13条 支払保証に代わる取扱い

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は銀行振出小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第<u>14</u>条 印鑑等の届出~第16条 成年後見人等の届出 (略)

第17条 印鑑照合等

- (1) <u>手形、小切手</u>または諸届書類に使用された印影(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

改正後

- (1) 第7条にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年 365 日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受け入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第9条 手数料等の引落し

- (1) 当行が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他 これに類する債権が生じた場合には、<mark>払戻請求書</mark>によらず、当座勘定からその金額 を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当行所定の手続きをしてください。

(削除)

第10条 印鑑等の届出 ~第12条 成年後見人等の届出 (略)

第13条 印鑑照合等

(1) 払戻請求書または諸届書類に使用された印影(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(削除)

第18条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定目払いの手形で振出目の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 第19条 線引小切手の取扱い
- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出の印鑑の押印があるときは、 その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じて も、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場 合には、振出人に求償できるものとします。

第20条 自己取引手形等の取扱い

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をする ことができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた指案については、当行は責任を負いません。

第<u>21</u>条 利息~第<u>25</u>条 取引の制限等 (略)

第26条 解約

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適 切である場合には、当行はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることにより この当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生 じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の 名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第23条に違反した場合
- ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第<u>25</u>条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると

第 14 条 利息~第 18 条 取引の制限等 (略)

第19条 解約

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の 名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第16条に違反した場合
- ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第18条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると

認められる場合

- ⑥ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認 の要請に応じない場合
- ®本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑨本人が自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行った場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の 業務を妨害する行為
- E. その他前各号に進ずる行為
- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第27条 取引終了後の処理

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに取引店へ返却する とともに、当座勘定の決済を完了してください。

第28条 手形交換所規則による取扱い

(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って 処理するものとします。

改正後

認められる場合

- ⑥ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認 の要請に応じない場合
- ⑧本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑨本人が自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行った場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の 業務を妨害する行為
- E. その他前各号に進ずる行為
- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

(削除)

第20条 手形交換所規則による取扱い

(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置が とられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形につ いても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するも のとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第29条 反社会的勢力との取引拒絶

当座預金は預金者が第26条(2) 8A乃至E及び0A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条(2) 8A乃至E及び0A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第<u>30</u>条 規定の改定 ~第<u>31</u>条 規定の準用 (略)

小切手用法

- 1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはできません。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますから、ご承知 おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額・振出日などを明確に記入し、記名なつ 印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止の ために消しにくい筆記用具を使用してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字1.2.3.・・・・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改 ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記 入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
 - ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

改正後

- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第21条 反社会的勢力との取引拒絶

当座預金は預金者が第19条(2)®A乃至E及び®A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第19条(2)®A乃至E及び®A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第22条 規定の改定 ~第23条 規定の準用 (略)

以上

(削除)

			攻止 則								
	/		1		1 2			3			
漢数	文字	峒	心	#	弐	弎	貢	貢	参	參	
	4		ļ	5	(ô		7		;	3
四	泗	肆	五	伍	六	陸	t	漆	質	八	捌
(9 1		10		100			1,000)	10,	000
九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えく ださい。

7ムーアンム

改正後

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

約束手形用法

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはできません。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額・住所・支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日・受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字1.2.3.・・・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改

ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
 - ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	/		1 2		2			3			
漢数	文字	賣	心	#	弐	弎	貢	貢	参	參	
	4		,	5	(ô		7		;	3
四	泗	肆	五	伍	六	陸	t	漆	質	八	捌
9)	10		100			1,000		10,	000	
九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印をなつ印してくださ い。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないように してください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分 (下図斜線部分) は使用しないでください。



- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、当行 所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以上

改正後

通知預金規定 新旧対照表

改正前	改正後
3. 証券類の受入れ	3. 証券類の受入れ
(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された目を預入目	手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱い
とします。	できません。
(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証	以上
券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	
以上	

<u>外貨普通預金規定 新旧対照表</u>					
改正前	改正後				
3. 預金の受入れ	3. 預金の受入れ				
(1) この預金口座に受入れできるものは次の通りです。なお通貨の種類によっては	(1) この預金口座に受入れできるものは次の通りです。なお通貨の種類によっては受				
受入れられないものがあります。	入れられないものがあります。				
① 現金(外国通貨を含む)による受入れは、当行が定める通貨について、当行所定	① 現金(外国通貨を含む)による受入れは、当行が定める通貨について、当行所定の				
の店舗で取扱います。ただし、外国通貨のうち、硬貨は受入れられません。	店舗で取扱います。ただし、外国通貨のうち、硬貨は受入れられません。				
② 預入れた店舗を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手(以下、「証券					
類」といいます。)。ただし、預金の受入れは決済確認後となります。					
③ 為替による振込金(外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)					
(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の自地はあ	② 為替による振込金(外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)				
らかじめ補充してください。当行は自地を補充する義務を負いません					
(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きをすませてください。					
(4) 手形・小切手を受入れるときには、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄					
記載の金額によって取扱います。					
4. 受入証券の決済、不渡り					
(1) 証券類を受入れた場合には、預け入れた店舗でその目のうちに決済を確認した					
うえで、支払資金とします。					
(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときには、直ちにその通知を届出の住所宛に	4. 証券類の受け入れ				
発信するとともに、その金額を外貨普通預金元帳から引き落とし、その証券類は	手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱い				
預入れた店舗で返却します。	できません。				
(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券					
類について権利保全の手続きをします。					
以上	以上				

毎月利払ウォン定期	預金規定 新旧対照表
改正前	改正後
3. 預金の受け入れ (1) この預金口座に受け入れは次の通りに行います。 ① 外国通貨現金での受け入れはできません。 ② 円貨建および外貨建手形・小切手(以下「証券類」という)は、決済確認後に受け入れます。 ③ 外国為替による振込金を受け入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の自地はあらかじめ補充して下さい。当行は自地を補充する義務を負いません (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4) 手形・小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。	3. 預金の受け入れ(1) この預金口座に受け入れは次の通りに行います。① 外国通貨現金での受け入れはできません。② 外国為替による振込金を受け入れます。
4. 受入証券の決済、不渡り 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。その証券類は、通帳 の当該受け入れの記載を取り消したうえ、預け入れた店舗で返却します。 以上	4. 証券類の受け入れ 手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱いできません。 以上
<u>外貨定期預金規</u>	<u>定 新旧対照表</u>
改正前	改正後
3 預令の受け入れ	3 預久の受け入れ

文 型的	实正 区
3. 預金の受け入れ	3. 預金の受け入れ
(1) この預金口座に受け入れできるものは次の通りです。なお通貨の種類によって	(1) この預金口座に受け入れできるものは次の通りです。なお通貨の種類によっては
は受け入れられないものがあります。	受け入れられないものがあります。
① 現金(外国通貨を含む)による受け入れは、当行が定める通貨について、当行所	① 現金(外国通貨を含む)による受け入れは、当行が定める通貨について、当行所定
定の店舗で取り扱います。ただし、外国通貨のうち、硬貨は受け入れられません。	の店舗で取り扱います。ただし、外国通貨のうち、硬貨は受け入れられません。
② 預け入れた店舗を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手(以下、「証	
<u>券類」といいます。)。ただし、預金の受け入れは決済確認後となります。</u>	
③ 為替による振込金(外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)	
(2) 手形要件(とくに振出目、受取人)、小切手要件(とくに振出目)の自地はあ	② 為替による振込金(外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)
らかじめ補充して下さい。当行は白地を補充する義務を負いません	(略)
(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。	
(4) 手形・小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄	
記載の金額によって取り扱います。	
(略)	
5. 受入証券の決済、不渡り	5. 証券類の受け入れ
受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。その証券類は、通帳	手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱い

改正前	改正後
の当該受け入れの記載を取り消したうえ、預け入れた店舗で返却します。	できません。
以上	以上

1週間外貨預金規定(Mr. Weekly) 新旧対照表

改正前	改正後
3. 証券類の受け入れ	3. 証券類の受け入れ
小切手その他の証券類の受け入れはお取扱いできません。インターネットバ	手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは
ンキングによる普通預金口座からの振替のみお取扱いが可能です。	取扱いできません。
以上	以上